事業者－第７表　特定工場等の情報

１　特定工場等の一覧

番号	事業者の名称	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号	省エネ法の指定区分	工場等の名称	工場等の所在地	主たる事業	細分類番号			
1			第　種		〒					
2			第　種		〒					
3			第　種		〒					
4			第　種		〒					
5			第　種		〒					
6			第　種		〒					
7			第　種		〒					

備考　１　密接関係者が有する特定工場等を含めて全て記載すること。
　　２　省エネ法とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）をいう。特定工場等とは、工場又は事業場であって、同法第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう（以下この様式において同じ。）。
　　３　特定工場等が８以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。